

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 5 月 20 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500832 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600023 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日について平成元年 11 月 6 日を同年 10 月 16 日に訂正し、平成元年 10 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成元年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日まで

私は、平成元年 5 月に A 社に入社し、私が所持している同社の給与明細書によると、平成元年 11 月 28 日に支給された給与から厚生年金保険料控除が始まり、厚生年金保険料は 8 か月分控除されているが、厚生年金保険被保険者期間は 7 か月間である。調査の上、資格取得日を平成元年 10 月 16 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び普通預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は請求期間において A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成元年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500976 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600022 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 31 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 9 月 30 日から昭和 54 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 54 年 9 月 30 日（日曜日）となっているが、同日に当該事業所を退職したはずなので、厚生年金保険資格喪失日は同年 10 月 1 日となるのではないかと思う。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における退職日は、昭和 54 年 9 月 30 日である旨主張している。

しかしながら、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職日（退職日）は、昭和 54 年 9 月 29 日であることが確認できる上、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日（以下、「資格喪失日」という。）は、同年 9 月 30 日と記録されており、資格喪失日が訂正された形跡は見当たらない。

また、事業主は、人事記録等の関係書類は平成になってから電子化しており、電子化する以前に在籍していた請求者の人事記録、賃金台帳等は既に処分しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

さらに、A社に係る被保険者原票において、請求者の請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、月末又は月初に資格喪失日のある同僚 7 人のうち、照会可能な同僚 5 人に照会したところ、3 人から回答を得られたが、いずれの者も請求者の当該事業所における退職日を記憶していない上、上記回答が得られた同僚のうちの一人（請求者と資格喪失日が同日）は、給与明細書を所持していないと陳述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、事業主及び前述の回答のあった同僚 3 人は、月末が日曜日である場合の請求期間当時

の月末退職の取扱いについて、いずれも不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。